

ともえ便

A4チラシ単独DMの場合 @110×2,400社=264,000円
会員企業・関係機関約2,400社へ郵送！ **約24万円もお得！！**

折込み料金(1ヶ月・税込)

■チラシ

B5・A4版	B4・A3版2つ折
22,000	44,000

■パンフレット

A4版以下、30 ^{グラ} まで
88,000

※年間契約は20%割引
※契約時に、掲載期間1年間の間に
3回以上ご契約の場合10%引き

□こんな告知はいかがですか？

- 忘新年会、歓送迎会、暑気払いなど宴会プランのご案内
 - 職員旅行、団体旅行商品のご案内
 - 営業車両関係 ●福利厚生関係 ●文具、備品
 - ユニホーム ●通信関係 ●暑中見舞い、年賀状印刷
 - 貸室、テナント募集 ●各種イベント、説明会等への集客
 - 新製品情報 ●独立開業
- など、事業活動に必要となるサービス …etc.

お問い合わせ・お申し込み

函館商工会議所 企画情報課

〒040-0063

函館市若松町7番15号

TEL 0138-23-1181

FAX 0138-27-2111

申込期限・チラシ原稿送付期限

: 発刊月の前月20日まで

納品期限: 発刊月の前月末日まで下記へ

- ① お申し込みは函館商工会議所会員に限ります。
- ② 申込書受付後に本所にて書類等審査の上、受理させていただきます。
- ③ 同封するチラシ、パンフレットの内容を確認いたしますので、**印刷前に必ず原稿を送付ください。(発刊月の前月20日まで)**
- ④ チラシ、パンフレットのサイズはA4版まで(折込が必要な場合は折込後)とし、現物を納品いただきます。
残部が発生した場合は原則として返却いたしません。
- ⑤ お申し込み受付は、1ヶ月分で先着5社程度とさせていただきます
- ⑥ パンフレットは約30^{グラ}までのものとさせていただきます。
- ⑦ 総重量、内容等によってはお断りする場合があります。
- ⑧ 事前に別途本サービス運用規定に同意していただきます。

函館商工会議所「ともえ便」申込書

お申し込み

FAX0138-27-2111

会社名			
所在地	〒		
担当部署		担当者名	
T E L		F A X	
業 種			
折込内容種別	[]月号 チラシ B5・A4・B4(2つ折り)・A3(2つ折り) パンフ B5・A4(30 ^{グラ} まで)		
割引料金 適用希望等	※該当する項目に○印を付け 希望予定月をご記入下さい 3ヶ月以上 [月・月・月・月・月・月] (10%割引) 年11回発刊(12月号は休刊ですので、ご注意ください)		

函館商工会議所会報「ともえ便」運用規定

1. このサービスは、函館商工会議所会員企業の発展に資することを目的とする。
よって、函館商工会議所会員以外（函館商工会議所会員の関連会社・子会社等の別法人を含む）の利用は原則として認めない。
2. このサービスは、函館商工会議所会報に会員企業の販売促進のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容および当該書類等について、または、作成責任を有する企業等に対して与信を与えるものではないこと、及び、下記事項を遵守するものとする。
 - 1) 信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書）に該当しないこと
 - 2) 公序良俗に反しないこと。
 - 3) 関係法規に違反しないこと。
 - 4) 誤解を与える恐れがないこと。
 - 5) 他の会員、消費者に不当な不利益を与える恐れがないこと。
 - 6) その他、当該サービス運用上不適当と認められること。
3. 前条に反する、あるいはその他の理由により不適当と認められる場合、このサービスは履行しない。なお、サービス実施予定月において、やむを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰り延べることもある。
4. チラシ及び広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
5. 当サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応する。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について函館商工会議所は一切の責任を負わない。
6. 封入料金等は、別途定める料金体系とし、原則、当該書類を同封した会報発刊月の末日までに納入する。
7. 函館商工会議所会報に同封する書類は、原則として、B 5 版、A 4 版のチラシ及びパンフレットとし、B 4、A 3 等の場合は、当該書類を規程の大きさ以下に折りたたんだうえで納品する。
8. 函館商工会議所会報に同封する書類等は、広告主が必要部数（2，450部）用意し、発刊月の前月末日までに函館商工会議所に納品する。
9. この運用規程に同意した場合、下記に押印し、発刊月（初回）の前月末日までに提出する。また原則として初回に提出された当契約は、次回以降も適用する。よって、本書類提出は初回のみで良いこととする。ただし、必要がある場合についてはこの限りではない。
10. 当サービスは函館商工会議所会報平成 21 年 6 月号の送付より運用を開始する。

上記運用規程に同意し、当該サービスに申し込みます。

年 月 日

事業所名

代表者名

印